

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」という「ミッション／経営理念」を掲げ、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を「ビジョン／目指すべき企業の姿」として事業を展開しています。その実現に向けて、顧客、社員、地域社会、株主等、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが重要であると考え、その為に、コンプライアンス遵守体制、迅速な意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制を構築することによりコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努め、これを推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

a. 原則3 - 1 () 情報開示の原則、補充原則4 - 1 中期経営計画、原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表
当社の事業は計画から実現までの期間が長期間となる一方で、今後積極的に新規発電所の開発を行っていく方針ですが、長期にわたる事業開発期間において、開発スケジュールが多少前後する場合があります。また、1事業あたりの開発規模が非常に大きいため、中期経営計画という形式での数値目標を対外的に公表することが必ずしも適切な情報公開に資するとはいえません。当社の事業開発状況について、定期的に投資家に開示するとともに、当社の成長や戦略事業方針を適切に投資家とコミュニケーションする方策について検討し、投資家の判断に資する開示方法を今後とも実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則における開示項目への当社の対応は以下のとおりです。

a. 原則1 - 4 政策保有株式

現在当社は政策保有目的での上場株式は保有していません。今後も政策保有目的での株式保有は考えておりませんが、保有した場合には、投資先の持続的な成長と中長期的な株式価値向上の観点から議決権を行使します。

b. 原則1 - 7 関連当事者間の取引

・当社は、コンプライアンス憲章において利益相反防止の遵守を求めている、取締役会規程及び決裁権限規程で取締役と会社との取引については取締役会での事前承認が必要である旨を定めています。

・役員本人もしくは二親等内の親族(所有会社とその子会社含む)と当社もしくは当社子会社間の取引について確認、モニタリングを行うとともに、重要性が高い取引については、有価証券報告書において開示しています。

c. 原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社には、企業年金基金制度はありません。社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しています。

d. 原則3 - 1 () 経営理念等・経営戦略・経営計画

1. 経営理念等

当社は「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」という「ミッション／経営理念」を掲げ、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を「ビジョン／目指すべき企業の姿」として事業を展開しています。

また、これらの実現に向けて、「経営原則／レノバのコミットメント」として以下を掲げています。

・地球: 人類と地球の、永遠の共生に貢献します

・地域: 歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります

・顧客: 経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します

・株主: 株式価値を持続的に創出します

・社員: 有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

2. 経営戦略

当社グループは再生可能エネルギーによるマルチ電源化を推進しており、運転開始済み発電所及び建設中発電所の合計発電容量が3～5年程度で1.6GW超となることを中期的な通過点として捉えています。これに向けて、当社グループでは現在、次の経営戦略を実行しています。

・当面は先行投資を継続する

事業開発の人員を増強し、費用を投下し、優良事業に対して積極的な投資を実行しています。

・太陽光発電は保有事業を着実に仕上げる

FITによる買取価格の下がった太陽光発電については積極的な新規事業開拓を行わず、保有事業を収益性高く着実に仕上げるフェーズと位置づけています。

・大型のバイオマス発電の開発を強化する

ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社におけるバイオマス発電所の運営で培ったノウハウと、荻田バイオマスエナジー株式会社及び徳島津田バイオマス発電所合同会社における大型バイオマス発電事業の開発モデル及び当社の有する優良なネットワークを根拠に新規大型バイオマスの開発を加速させます。

・大型の洋上風力発電及び海外事業により中長期的成長を実現する

再生可能エネルギーの中でも最先進領域である大型洋上風力発電に経営資源を投入し、更なる株式価値の向上を実現していきます。また、アジアを中心とした海外における事業開発を推進し、長期的な成長を実現していきます。

3. 経営計画

上記「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」記載のとおり、当社は経営計画として数値目標等は開示しておりません。

なお、「当社のミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」、「経営原則／レノバのコミットメント」につきましては、以下のURLをご参照ください。

<https://www.renovainc.com/corporate/philosophy>

e. 原則3 - 1 () コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当報告書 の1「基本的な考え方」をご参照ください。

f. 原則3 - 1 () 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1. 方針

当社の役員報酬制度は、上記「経営理念(ミッション)」及び「目指すべき企業の姿(ビジョン)」を実現するために、以下を基本方針としています。

- 各分野におけるプロフェッショナル人材を登用しやすい環境整備
- 優秀な幹部人材へのアトラクション、リテンションが可能な報酬制度
- 中長期的成長に焦点を絞りその実現をコミット
- 中長期業績の到達点における業績規模に相応しい報酬水準
- 適時適切な人材獲得及びリテンションへの対応を可能とするため、運用の機動性を確保
- 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、対外的な説明責任の基盤を構築

2. 手続

取締役・執行役員の報酬の妥当性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし、かつ独立社外取締役が半数以上で構成される任意の指名・報酬委員会を設置しています。取締役・執行役員の報酬額は、指名・報酬委員会の提言に基づき、取締役会にて決定(取締役の報酬額については株主総会で承認された報酬枠の範囲内)されます。

g. 原則3 - 1 () 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

1. 方針

(ア)取締役

<選任基準>

取締役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、取締役候補者は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

【社内取締役】

- ・経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- ・経営環境、市場の変化を的確に把握し、中長期的な企業価値の向上を実現する経営戦略を策定し、実行できること

【社外取締役】

- ・環境・エネルギー分野、企業経営、技術、財務その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門性を備えていること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・独立社外取締役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

<解任(提案)基準>

下記の事由に該当した場合は解任提案の対象とします。

- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ・法令もしくは定款その他当社の規程に違反し、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ・職務執行に著しい支障が生じたこと
- ・選任基準に定める資質が認められない場合

(イ)監査役

<選任基準>

監査役会全体の構成において、多様性、知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、監査役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

- ・監査に必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有すること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・社外監査役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

<解任(提案)基準>

下記の事由に該当した場合は解任提案の対象とします。

- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ・法令もしくは定款その他当社の規程に違反し、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ・職務執行に著しい支障が生じたこと
- ・選任基準に定める資質が認められない場合

(ウ)執行役員

<選任基準>

執行役員は、優れた人格・見識・高い倫理観を有し、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

- ・職務遂行において十分な資質・知見を有し、高い実績を上げている、または実績を上げることが見込まれること
- ・当社理念(ミッション、ビジョン、経営原則)を深く理解し、社員の模範となる高いレベルで当社コンピテンシーを実践できること

<解任(提案)基準>

下記の事由に該当した場合は解任提案の対象とします。

- ・就任時に期待された役割・実績が果たせていない場合
- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること
- ・法令もしくは定款その他当社の規程に違反し、当社に多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせたこと
- ・職務執行に著しい支障が生じたこと
- ・選任基準に定める資質が認められない場合

2. 手続

(ア)取締役

<選任>

上記取締役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役候補者の選任案を作成し、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議の上、

株主総会に付議することとしています。

< 解任 >

上記取締役解任方針を踏まえ、指名・報酬委員会が解任提案を作成、審議し、取締役会が解任提案を決定した場合に、株主総会に付議(普通決議)することとします。

(イ) 監査役

< 選任 >

上記監査役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が監査役会議長である監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

< 解任 >

上記監査役解任方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役会へ解任を提案し、取締役会で同提案が決定された場合に、株主総会に付議(特別決議)することとします。

(ウ) 執行役員

< 選任 >

上記執行役員選任方針を踏まえ、代表取締役社長が選任案を作成し、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で選任を決議することとしています。

< 解任 >

上記執行役員解任方針を踏まえ、代表取締役社長が解任案を作成し、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で解任を決議することとします。

h. 原則3 - 1 () 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補の個々の選解任に当たっての説明は、当社ホームページの下記URLに掲載している株主総会招集ご通知にて開示しますのでご参照ください。

株主総会招集ご通知 <https://www.renovainc.com/ir/meeting>

i. 補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務

1. 取締役会の過半数を独立社外取締役とすることにより、経営の監督と執行の分離をより一層推進し、モニタリング機能を強化した上で、取締役会は経営戦略や経営陣の監督といった会社の「大きな舵取り」を担う機能を果たします。

2. 法令・定款で取締役会決議事項と定められた以外の重要事項の決定と業務執行については、決裁権限規程に基づき、代表取締役社長CEO及び執行役員が行います。また代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする諮問機関として経営会議を設置し、経営の意思決定の透明性・客観性の向上を図っています。

j. 補充原則4 - 1 代表取締役社長CEO等の後継者計画の策定・運用、監督

当社は、指名・報酬委員会が後継者計画を策定・運用し、取締役会も毎年当該計画及び運用状況を確認し、必要に応じ助言するとの方針・体制としています。

また、これを受けて現在以下の事項を実施するとともに、今後は策定されたCEO要件を基準に対象者の選定・育成プランを検討する予定です。

・後継者計画のロードマップの策定

・あるべきCEO像からCEOに求められる要件(CEO要件)の策定

k. 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、当社の適正なガバナンスの透明性・客観性を確保するために、社外取締役及び社外監査役(以下、総称して「社外役員」という)の独立性に関する基準を以下のとおり定めています。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社(以下、総称して「当社グループ」という)の出身者(注1)

2. 当社の大株主(注2)

3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者

(ア) 当社グループの主要な取引先(注3)

(イ) 当社グループの主要な借入先(注4)

(ウ) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等

4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

5. 当社グループから役員報酬以外に多額(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家

6. 当社グループから多額の寄付を受けている者(注6)

7. 社外役員の相互就任関係(注7)となる他の会社の業務執行者

8. 近親者(注8)が上記1から7までのいずれか(4項及び5項を除き、重要な者(注9)に限る)に該当する者

9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1: 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者(本基準において「業務執行者」と総称する)及び過去10年間当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2: 大株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3: 主要な取引先とは、当社グループの発注先又は受注先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4: 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5: 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価(役員報酬を除く)が、過去3事業年度の平均で年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の過去3事業年度の平均が、当該団体の前年度の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

注6: 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。

当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直

接関与する者をいう。

注7: 社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。

注8: 近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9: 重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

l. 補充原則4 - 11 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

1. 迅速な意思決定及び審議の充実の観点から、取締役の員数は定款で9名以内と定めています。
2. 取締役会全体としては、経営能力が優れた者、事業発展に資する専門知識・知見を兼ね備えた者で構成し、かつ経営の透明性・客観性を担保するため独立性のある社外取締役を過半数とします。
3. 社内取締役は、豊富な企業経営の経験と高い事業推進能力・マネジメント力を有する者で構成しています。
4. 社外取締役は、金融市場、再生可能エネルギー、環境、外交等の各分野に精通した専門家5名で構成しています。

m. 補充原則4 - 11 取締役・監査役の他の上場会社の兼務状況

各取締役及び各監査役の他の上場会社との兼務状況は、当社の取締役及び監査役としての職務遂行において支障がないと判断しています。各取締役及び各監査役の重要な兼職状況は、当社ホームページの下記URLに掲載している株主総会招集ご通知及び有価証券報告書で開示していますのでご参照ください。

株主総会招集ご通知 <https://www.renovainc.com/ir/meeting>

有価証券報告書 <https://www.renovainc.com/ir/securities>

n. 補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性評価

当社は、取締役会の透明性・客観性を担保し、更なるガバナンス向上を図るため、第三者評価機関を起用し取締役会の実効性評価を実施しました。実施概要及び評価結果は以下のとおりです。

1. 実施時期

当社は、2019年2月下旬から5月上旬までの期間に、全ての取締役及び監査役による取締役会の実効性評価を実施しました。

2. 実施プロセス

- ・取締役及び監査役に対してアンケートを実施
- ・アンケートの回答を踏まえ、第三者評価機関が取締役7名及び監査役4名にヒアリングを実施
- ・アンケート及びヒアリング結果から第三者評価機関が提出した評価結果について取締役会にて協議

3. 主要質問項目

- (ア) 取締役会における議題設定、回数、所要時間、提供資料
- (イ) 非業務執行役員間の情報共有
- (ウ) CEO(後継者計画)サクセッションプラン
- (エ) 役員構成(ダイバーシティ)

4. 評価結果の概要

- ・全体的な評価

取締役会での活発な議論・審議を通じて経営陣に対する実効的な監督がなされ、適切にその機能が果たされていることが確認されました。

- ・個別課題

- (ア) この3年間で各項目とも大幅に改善されたが、さらに改善の余地有り
- (イ) 筆頭独立社外取締役と常勤監査役が連携し、一定程度の情報共有が進んだが、更にこれを充実させる必要あり
- (ウ) 設定されたCEO要件に基づき、候補者の選定・育成を推進する必要あり
- (エ) 引き続き役員構成(ダイバーシティ)を見直す必要あり

5. 対応状況

上記の「個別課題」につきましては取締役会で議論し、以下の対応を今期実施する予定です。

- (ア) 取締役会資料、議論対象をよりコンパクトにして審議の充実を図る
- (イ) 社外役員間の協議の場である社外役員連絡会に対するサポートを充実させるとともに、代表取締役社長CEOと社外取締役との協議の場を設ける
- (ウ) CEO候補者の選定、育成・教育システムの導入
- (エ) 取締役会の機能・役割を踏まえた取締役候補の発掘強化

o. 補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

取締役・監査役に対して、年2～4回程、外部講師を交えたディスカッション等による研修を実施しています。

研修テーマは、基礎的なもの(役員の義務・責任/コンプライアンス等)から、最近の動向を踏まえたコーポレート・ガバナンス関連(スチュワードシップ・コード/コーポレートガバナンス・コード)まで、必要に応じたテーマで実施しています。

p. 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

1. 株主からの対話(面談)の申し込みに対しては、その目的を確認した上で、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断できる合理的な範囲において、インサイダー情報にも十分留意し、適切に対応します。

2. 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針は以下のとおりです。

- ・対話(面談)の統括は執行役員CFOが担当し、財務・経営企画本部・IR室が行います。
- ・株主との意見の共有を図るため、代表取締役社長CEOをはじめとする経営陣幹部に適宜、連携しています。
- コミュニケーションの手段は個別面談を中心に、年2回開催の決算説明会の開催及び動画配信の実施、四半期決算毎にアーニングスコール(決算発表後に行う電話会議システムを利用した機関投資家及びアナリスト向け説明会)の開催や決算補足資料の公表等、財務・経営企画本部のIR室から一元的に管理・発信しています。
- ・インサイダー情報の管理について、決算情報は各四半期決算末から当該決算発表までの期間を沈黙期間と位置付けて、原則、株主との接触を制限しています。
- ・その他の重要事実情報に関しては、コミュニケーション窓口を財務・経営企画本部のIR室が一元管理することにより、情報の発信に相当の注意を払っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木南 陽介	14,900,000	19.74
住友林業株式会社	7,360,000	9.75
千本 倅生	5,393,200	7.14
辻本 大輔	5,000,000	6.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,548,100	6.02
本田 大作	3,916,000	5.18
株式会社ミツウロコグループホールディングス	3,878,400	5.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,747,800	3.64
鈴与商事株式会社	1,504,000	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,457,500	1.93

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
水島 正	他の会社の出身者											
南川 秀樹	他の会社の出身者											
蟹江 憲史	他の会社の出身者											
竹内 行夫	他の会社の出身者											
芳川 恒志	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水島 正	○	——	大手銀行や投資ファンド、コンサルティング会社等における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営管理の専門家としての観点から、当社の経営全般について助言と監督機能を果たせると判断し、選任しました。

南川 秀樹	○	——	環境省において環境事務次官を歴任し、気候変動枠組条約締結に尽力する等、広く国内外の環境行政に精通していることから、当社の再生可能エネルギー事業において、専門的、かつ高い視点からの幅広い助言をすることができると判断し、選任しました。
蟹江 憲史	○	——	国内外大学や、内閣府、環境省及び経済産業省での各種委員等としての活動を通じ、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進に重要な役割を担っています。これらの経験から、当社の再生可能エネルギー事業において、高い視点で幅広い助言をすることができると判断し、選任しました。
竹内 行夫	○	——	外務事務次官及び最高裁判所判事を歴任し、外交を通じて培われた豊富な海外ネットワークと幅広い知見を有していることから、当社の再生可能エネルギー事業の海外展開において有益な助言をすることができると判断し、選任しました。
芳川 恒志	○	——	経済産業省や国際エネルギー機関等における活躍から、エネルギー政策や地球温暖化対策に関する幅広い知識と国際的なネットワークを有しており、当社の再生可能エネルギー事業において、国際的な再生可能エネルギー開発動向を踏まえた幅広い助言をすることができると判断し、選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、独立性を有する水島社外取締役を委員長とし、千本代表取締役会長、木南代表取締役社長、水島社外取締役及び南川社外取締役の合計4名で構成されており、委員の半数以上は社外取締役となっています。

なお、2019年3月期(2018年6月1日から2019年3月31日まで)の指名・報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

- a. 開催回数
6回(これに加えて事前準備のためのプレミーティング3回)
- b. 出席状況
全員が開催された委員会に出席
- c. 主な検討事項
 1. 取締役・執行役員・重要使用人の選任及び異動
 2. 取締役・執行役員の報酬
 3. 重要な組織変更
 4. 経営陣幹部・取締役の選解任基準
 5. CEO等の後継者計画
 6. 役員報酬制度

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室それぞれと、毎期期初にそれぞれの監査の計画を共有し、その後四半期毎に体制、監査の実施状況及びその結果等について共有、意見交換を行っています。

また、監査役、会計監査人及び内部監査室が参加する三様監査連絡会を四半期毎に実施することにより、相互連携の更なる強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 憲康	弁護士													
佐田 俊樹	他の会社の出身者													
若松 弘之	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 憲康	○	――	弁護士として豊富な経験と幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般と特にコンプライアンスについて監査・監督機能を果たすことができると判断し、選任しました。
佐田 俊樹	○	――	大手証券会社勤務経験、大手投資会社及び事業会社での社外監査役勤務経験を通じて、企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たすことができると判断し、選任しました。
若松 弘之	○	――	公認会計士として大手監査法人での勤務経験及び上場企業での社外監査役勤務経験を通じて、会計に関する専門知識のみならず企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たすことができると判断し、選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	8名
---	----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」で定められた基準（独立性基準）及び当社の「社外役員の独立性に関する基準」（上記「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]」原則4-9「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載）を充足する社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2018年7月5日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を含む。）及び執行役員（以下「取締役等」という。）への新たなインセンティブプランとして株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議するとともに、当社取締役を対象とした本制度に関する議案を2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において決議しています。

（本制度の導入）

本制度は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」という当社の経営理念（ミッション）のもと、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」という目指すべき企業の姿（ビジョン）の実現に向けて、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的に、取締役等へのインセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型（社外取締役については業績非連動型）の株式報酬制度として導入するものです。

本制度は、株式交付信託の仕組みを用いた株式報酬制度で業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした取締役等に対するインセンティブプランです。

当社は、株式交付信託により取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を、取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて業績評価確定後に、社外取締役に対しては、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断する経営監督機能を適正に確保する観点から業績目標の達成度にかかわらず一定数を事業年度毎に、交付及び給付します。

（報酬水準の考え方）

役員の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模を踏まえ、同程度の業績規模を有する企業の報酬水準をベンチマークとして設定しています。

（報酬構成）

取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、基本報酬（金銭報酬）及び中長期の業績に連動する業績連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績連動型株式報酬の割合は、0%から100%までとなっています。また、業績連動評価として重視している指標としてはEBITDA（償却前営業利益）（注）を採用しています。

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬（金銭報酬）及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっています。

（注）経常利益＋純支払利息＋減価償却費＋長期前払費用償却（電力負担金償却及び繰延消費税償却）＋のれん償却額＋繰延資産償却額（開業費償却及び創立費償却）

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2019年3月期に取締役及び監査役に支払った報酬の額は、取締役8名に対し111百万円（うち社外取締役6名に46百万円（注1））、監査役4名に対し26百万円（うち社外監査役3名に13百万円）です。

（注1）上記人数には、2019年6月21日開催の第20回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）役員報酬の基本方針

当社は、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し、重要な社会的課題を解決する」ことを経営理念（ミッション）とし、「日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること」を目指すべき企業の姿（ビジョン）としています。

当社の役員報酬制度は、上記の経営理念（ミッション）のもとで、目指すべき企業の姿（ビジョン）を実現するために、以下を基本方針としています。

1. 各分野におけるプロフェッショナル人材を登用しやすい環境整備
2. 優秀な幹部人材へのアトラクション、リテンションが可能な報酬制度
3. 中長期的成長に焦点を絞りその実現をコミット
4. 中長期業績の到達点における業績規模に相応しい報酬水準
5. 適時適切な人材獲得及びリテンションへの対応を可能とするため、運用の機動性を確保
6. 報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、対外的な説明責任の基盤を構築

(2)報酬水準の考え方

役員の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模を踏まえ、同程度の業績規模を有する企業の報酬水準をベンチマークとして設定しています。

(3)報酬構成

取締役(社外取締役を除く。)及び執行役員の報酬は、基本報酬(金銭報酬)及び中長期の業績に連動する業績連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績連動型株式報酬の割合は、0%から100%までとなっています。また、業績連動評価として重視している指標としてはEBITDA(償却前営業利益)(注)を採用しています。

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬(金銭報酬)及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっています。
(注)経常利益+純支払利息+減価償却費+長期前払費用償却(電力負担金償却及び繰延消費税償却)+のれん償却額+繰延資産償却額(開業費償却及び創立費償却)

(4)報酬ガバナンス

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、独立性を有する社外取締役を委員長とし、代表取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役2名の合計4名で構成されており、委員の半数以上は社外取締役となっています。
また、グローバルな報酬制度構築について豊富な情報・ノウハウ、専門的知見を有する外部コンサルタントを起用して、グローバルな業界動向、経営状況、各種データ等を活用して報酬制度を検討する体制としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制は、コーポレート本部・法務部を取締役会事務局として、取締役会をはじめとする社内の重要会議資料の事前提供、社外役員連絡会の開催支援等による情報連携を充実させています。

社外監査役については監査役スタッフがその職務を補助しています。

また、監査役会において、常勤監査役から日常の取締役や執行役員の職務執行状況に加え、主要な社内動向や課題等について情報共有するとともに、内部監査部門及び内部統制部門等から監査に必要と認められる事項について報告を行うなど、社外監査役の職務遂行をサポートするための環境を整備しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社においては、コーポレート・ガバナンスの強化・充実のための取り組みとして、以下のとおり諸施策を実施しています。

a. 取締役会 当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、うち5名が社外取締役となっております。取締役会は、年8回以上の予め定められた日時で開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の重要事項や経営方針の決定と業務執行の監督を行い、迅速な経営判断と機動的な業務執行の推進を図っています。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっています。2019年3月期においては、取締役会が16回(書面決議含む)開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告され、全取締役及び全監査役がすべての取締役会に出席しております。

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用し、常勤監査役1名、非常勤社外監査役3名、合計4名の監査役によって行われており、社外監査役3名は全員が独立役員、うち1名は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

また、常勤監査役を議長とする監査役会を設置し、毎月1回開催、必要場合は随時、臨時で開催しています。2019年3月期において当社は合計11回の監査役会を開催し、全監査役がすべての監査役会に出席しています。

また、常勤監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に業務執行を監視できる体制となっています。

さらに代表取締役、社外取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ定期的に連絡会を開催して相互連携を図り、内部監査室及び会計監査人とは三者による三様監査連絡会を通じて情報や意見の交換を行う等、監査機能の向上を図りました。

c. 執行役員制度

当社は、取締役会の「意思決定機能」と「監督機能」の強化及び業務執行のより一層の分離・効率化を図るため執行役員制度を導入しています。執行役員は、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会決議をもって任命され、代表取締役社長CEOの指揮命令・監督の下、担当職務を執行しています。

d. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長CEO、社内取締役、執行役員、本部長及び代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成され、毎月2回の定例経営会議のほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しています。経営会議では、経営全般にわたる基本的事項及び重要事項について協議、検討し、代表取締役社長CEOの意思決定及び業務執行をサポートする諮問機関としての役割を担い、意思決定の迅速化と効率化を図っています。

e. 指名・報酬委員会

経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、独立性を有する水島社外取締役を委員長とし、千本代表取締役会長、木南代表取締役社長、水島社外取締役及び南川社外取締役の合計4名で構成されており、委員の半数以上は社外取締役となっています。

f. コンプライアンス委員会

当社では、全ての役職員が法令等を遵守し、高い倫理観を保持して業務を遂行する体制を確立し、もって当社の適正な事業運営と健全な発展とともに、社会的信用の向上を図る目的で、コンプライアンス規程を定め、代表取締役社長CEOの直属機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、代表取締役社長CEOを委員長とし、各本部長及び委員長又は各本部長が指名する者で構成され、コンプライアンス推進活動を行っています。また、コンプライアンス推進活動状況については、毎年定期的に取締役会へ報告しています。

g. リスク管理委員会

当社では、当社グループにおけるリスク管理に関して基本的な事項を定め、危機発生防止と損失の最小限化を図る目的で、リスク管理規程を定め、代表取締役社長CEOの直属機関としてリスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、代表取締役社長CEOが任命した者が委員長となり、執行役員及び委員長が指名する者で構成され、定期的にリスクの特定・分析・評価を行っています。また、リスク管理の活動状況については、毎年定期的に取締役会へ報告しています。

h. 内部監査室

内部監査は、内部監査室に所属する担当者2名が実施しています。内部監査担当者は、代表取締役社長CEOにより直接任命され、監査の結果を代表取締役社長CEO及び被監査部門責任者に対し直接報告しています。また、監査役会、内部監査室及び会計監査人は、随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者による三様監査連絡会を行う等密に連携し、監査機能の向上を図っています。

i. 会計監査人

当社は、PwCあらた有限責任監査法人による会計監査を受けており、継続監査期間は8年となっております。2019年3月期において監査を執行した公認会計士は小沢直靖氏、五代英紀氏の2名であり、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者2名、その他4名で構成されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会が経営の最高意思決定機関として業務執行に係る権限と責任を有する一方で、業務執行から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、経営に関する適正な意思決定及び業務執行を実現するとともに、実効性の高い監視機能を発揮することから、監査役会設置会社を採用しています。また、当社では、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の分離・効率化を図るため、執行役員制度を導入しています。さらに、社外取締役5名及び社外監査役3名を選任するとともに、独立社外取締役を委員長とし、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会(任意機関)を設置することにより、経営監督機能を強化しています。取締役会での社外取締役及び監査役の発言内容や監査役会及び指名・報酬委員会の活動状況から、現在のコーポレート・ガバナンス体制は適切かつ的確に機能していると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目処に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は集中日を避けるよう留意しています。
電磁的方法による議決権の行使	第18回定時株主総会(2017年8月30日開催)から導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第18回定時株主総会(2017年8月30日開催)から参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成しています。
その他	株主総会招集通知の発送前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトにて、株主総会招集通知、計算書類の注記表を開示しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト(https://www.renovainc.com/ir/policy)にて公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、IR室が業績や経営方針を説明しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算の公表後において、アーニングスコール(決算発表後に行う電話会議システムを利用した機関投資家及びアナリスト向け説明会)を開催し、執行役員CFOが業績を説明しています。また、機関投資家及びアナリスト向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長CEOが業績や経営方針を説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討すべき事項と考えています。 なお、当社ホームページのIRサイト(https://www.renovainc.com/en/ir/material)に各種説明会資料の英文版を掲載しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料、各種説明会資料等を当社ホームページのIRサイト(https://www.renovainc.com/ir)に掲載しています。なお、決算短信の要旨及び適時開示資料、各種説明会資料等は英文版を掲載しています。 (https://www.renovainc.com/en/ir)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室にて担当します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」、「経営原則／レノバのコミットメント」及び「コンプライアンス憲章」にて、当社の原則としての考えを示し、当社をとりまくステークホルダーの立場を尊重してまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的として情報開示マニュアルを制定しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業価値向上の実現のためには、コンプライアンス遵守と事業活動により生じるリスクを適切にコントロールすることが必要不可欠であると考えており、そのために適切な内部統制システムを継続的に整備しています。

取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「RENOVAの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、役員及び使用人一同が、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。

取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等の社会的・社内的な規則に従い、業務を執行する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。

代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、監査役と連携しながらコンプライアンス体制の整備を図る。また、法令・定款違反があった場合は、公正な処分を行う。

すべての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。

他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、「定款」、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「文書保存管理規程」に従い適正に保存・管理する。

情報の保存及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。

会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部門を設置するとともに、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。

重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備する。

決裁権限規程に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

取締役会は、年8回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。

代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。

適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

当社及び子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役及び部門責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。

当社及び子会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会並びに経営会議への報告を行い、当社及び子会社の業務執行の適正を確保する。

代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、監査役と連携しながら当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備を図る。

「3. 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制を、子会社においても同様に整備し、リスク管理を行う。

管掌部門を中心とした子会社管理を行い、各子会社の適切かつ効率的な運営を促進する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。

取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行う。

内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。

監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を整備する。

当社及び子会社の取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令するものとする。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告について適切に整備、運用を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「コンプライアンス憲章」において、暴力団、総会屋、テロ集団等の反社会的勢力からの圧力に屈することなく、毅然とした対応を堅持する旨を宣言しています。

(2) 反社会的勢力排除に向けた取り組み

対応統括部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署をコーポレート本部・法務部とするとともに、法務部長を不当要求防止責任者に選任しています。

反社会的勢力の排除方法

当社は、すべての新規取引先(公的機関除く)・株主・役職員について民間の調査会社を活用し反社会的勢力との関係を調査しています。また、各種契約書に「反社会的勢力との関係がないこと」の表明保証条項や関係があった場合には契約を解除することができる解除条項等の暴力団排除条項を明記しています。

外部の専門機関との連携

当社は、専門の弁護士と随時連携し、情報収集や即時の対応が可能な体制を整えるとともに、特殊暴力防止対策連合会傘下の地区協会へ加入しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

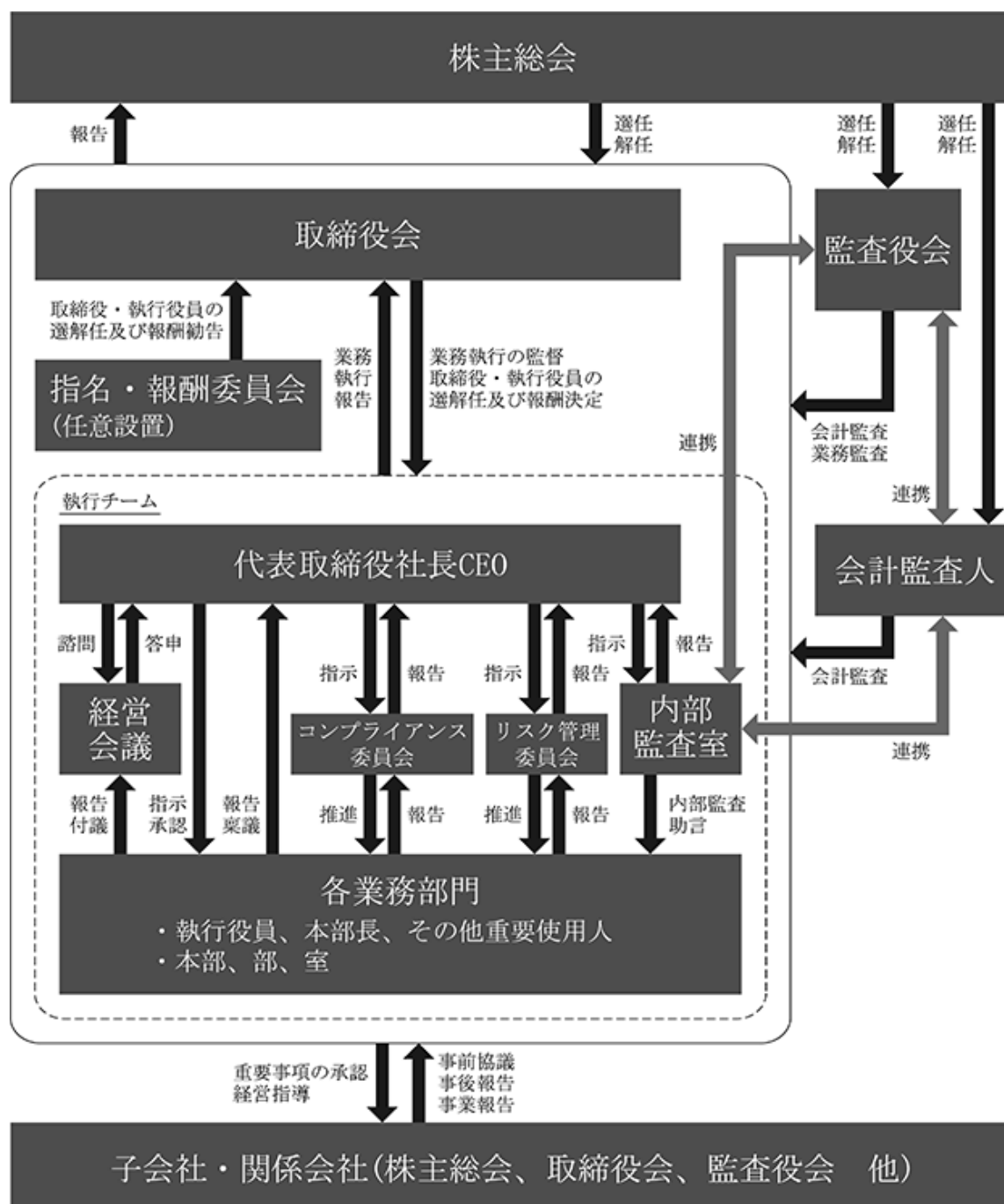
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

内部統制システム・適時開示体制の概要は以下の模式図参照



【適時開示体制の概要（模式図）】

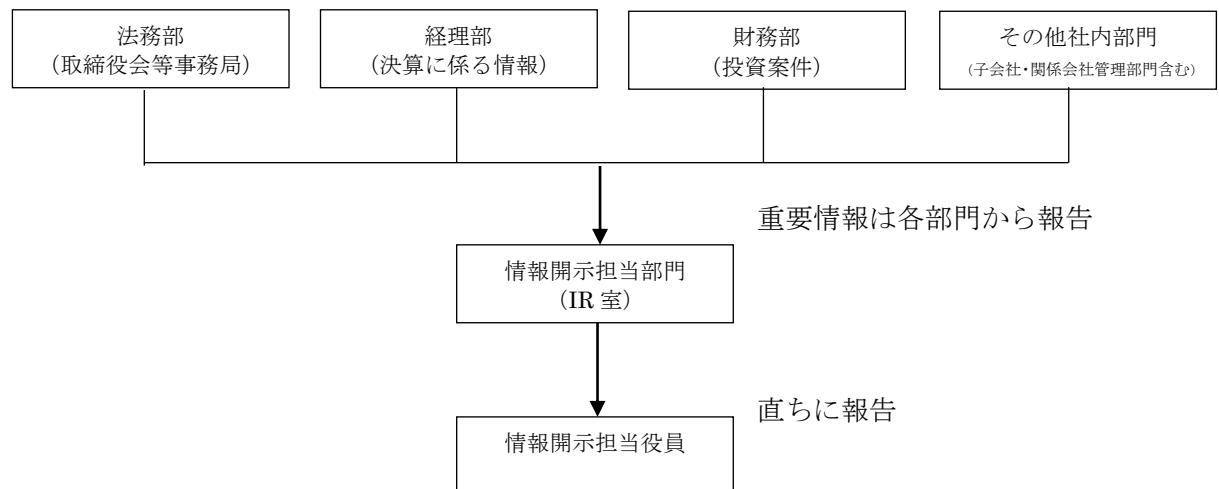
○決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー

当社の定める情報開示マニュアルにより、適時開示担当部門を情報開示担当部門として定義しています。

1. 決定事実・発生事実に関する情報収集

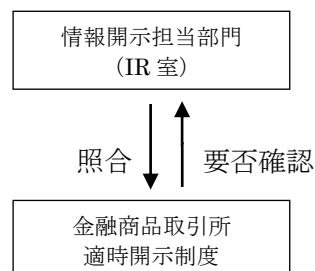
社内各部門は、当社及び子会社の重要情報を認識した場合は、重要情報を情報開示担当部門へ報告します。

【社内各部門】



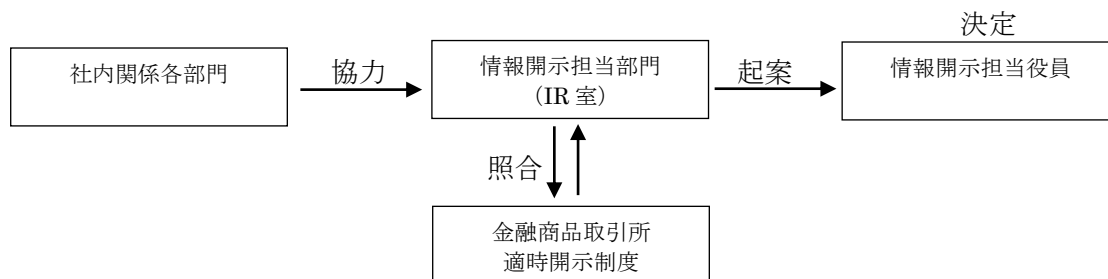
2. 開示要否の確認

情報開示担当部門は報告された重要情報が、開示すべき重要事実に該当するか否か、金融商品取引所の適時開示制度と照合し適時開示の要否を確認します。



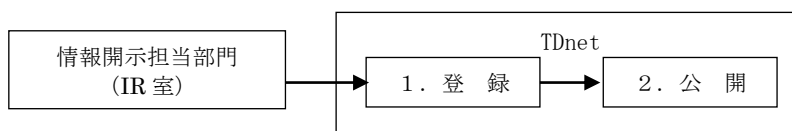
3. 開示内容・タイミングの起案及び決定

情報開示担当部門は金融商品取引所の適時開示制度と照合し、関係各部門の協力の上、開示内容・タイミングを起案し情報開示担当役員に伺い出ます。情報開示担当役員は、情報開示担当部門の起案内容を確認し、開示の内容・タイミングを決定します。



4. 開示資料の提出

情報開示担当部門は、金融商品取引所指定の提出要領に基づき開示資料を提出します。



以上